

会議費の取扱いについて

(総則)

- 1 飲食に要する経費のうち、本学の会計上「会議費」として整理されるべきもの(以下「会議費」という。)はこの取扱いによるものとする。

(会議費として支出できるものの範囲)

- 2 会議費として支出できるものは次に該当するものとする。
 - 1) 会議の開催時間の都合上食事の提供が必要である場合
 - 2) 学外者との会議又は打合せ等を行う場合で、食事の提供が必要である場合
 - 3) 大学或いは部局の業務により、通常の食事時間帯を拘束する場合において食事の提供が必要である場合
 - 4) 大学或いは部局の招待による来賓を接遇する場合で、懇談会等を開催する場合
 - 5) 大学或いは部局の事業として外国人留学生等との懇談会等を行う場合
 - 6) 大学或いは部局が主催する会議或いはシンポジウム等に伴う懇談会等を行う場合
 - 7) 他機関が主催する会議或いはシンポジウム等に伴う懇談会等の参加費の支出が必要である場合

(会議費の支出限度額)

- 3 会議費の支出限度額は、次のとおりとする。
 - 1) 2の1)～3)における会議費
1人当たり 1,500円程度
 - 2) 2の4)～6)における会議費
部局長(本部においては所管する統括長とする。以下同じ。)が社会通念上相当と判断する額の範囲
 - 3) 2の7)における会議費
実費額

(会議費の支出伺)

- 4 会議費の支出については部局長の承認を得るものとする。
- 5 部局長は、2の1)～3)の事由による会議費の支出については承認する権限を事務部門の長に委任することができる。
- 6 会議費の支出に当たっては事前に「会議費支出伺」(様式別紙)を事務部門の長(本部においては担当グループ長とする。以下同じ。)に提出するものとする。但し、2の1)～3)及び2の7)に掲げる場合であって、やむを得ない事由がある場合には事後に提出し、承認を得ることができる。
- 7 会議費の支出の承認者は、事後に提出された会議費支出伺については、提出者に説明を求められることができる。

(説明責任)

- 8 2の1)～3)及び2の7)にかかる会議費については、その使用者が学内外に対し説明責任を負う。
- 9 2の4)～6)にかかる会議費については、部局長が学内外に対し説明責任を負う。

(留意事項)

- 10 会議費の支出時には、内容の明細を確認するため詳細な内訳を記した納品書等を添付するものとする。
- 11 2の4)～6)による懇談会等については、必要に応じて会議費による酒類の提供ができることとする。但し、その必要性を十分検討の上、必要最小限に止めるものとし社会通念上許容される範囲とする。

(外部資金による会議費)

- 12 科学研究費補助金などの外部資金による会議費の支出については、当該外部資金のルールの範囲内で、本取扱いによるものとする。

(その他)

- 13 この取扱いは総長又は役員が主宰する会議・懇談会等における会議費については適用しない。
- 14 本取扱いは平成21年6月1日から適用する。
- 15 本取扱いの適用に伴い、平成13年3月21日付「会議費の取扱いについて(事務長会議申し合わせ)」は廃止する。

(様式)

会議費支出伺

提出年月日		平成 年 月 日			受 理	
伺者	所属					
	役職					
	氏名		内線			
					平成 年 月 日	

下記の経費を会議費として支出してよろしいか伺います。

記

1. 会議等の概要				
2. 会議等の実施場所				
3. 会議等の日時				
4. 参加者氏名・所属	(人数が多数の場合は別紙とすること、また役職は必要に応じ記入すること)			
	所属・役職		氏名	
	所属・役職		氏名	
	所属・役職		氏名	
5. 支出の内容	(弁当・食事費の区分等)			
6. 支出予定額	(内訳を記載)(行数が不足する場合は別紙とすること)			
7. 支出経費				
8. 備考				

承認者確認欄

本件は次に該当するので会議費の支出を承認する。

会議の開催時間の都合上、食事の提供が必要である
学外者との会議又は打合せにより、食事の提供が必要である
大学の業務により、食事時間を拘束するため食事の提供が必要である
来賓の接遇のため、懇談会等の開催を行うため
外国人留学生等との懇談会等を実施するため
シンポジウム(会議等を含む)の実施に伴う懇談会等を開催するため
他機関が主催する会議或いはシンポジウム参加に伴う懇談会等に出席したため

承認者印

「会議費の取扱いについて」に関するQ & A

1. 関係

Q1 「本学の会計上「会議費」として整理されるべきもの」とはどのような意味か。

A1 会計処理上、勘定科目を「会議費」として整理するものを指します。

2. 関係

Q2 「食事の提供が必要である時間」の目安はどの時間帯か。

A2 朝食については7時以前、昼食については12時～13時、夕食については20時以降になるなど、前後に連続して業務が行われるため、食事の提供が社会通念上相当と思われる場合としています。

Q3 会議又は打合せ等の「等」とはどのような場合を指すか。

A3 ランチミーティング、研究に関する相談など教育研究又は大学或いは部局の業務のため行われる会合を指します。

Q4 2の3)の「大学或いは部局の業務」とはどのようなものか。

A4 入試、入学式など主として業務命令によって行われるものです。また、部局においてイベントを開催するなどの場合で、「食事をするための時間」まで拘束する場合などです。

Q5 懇談会等の「等」はどのようなものがあるか。

A5 国際会議、シンポジウム、行事などに付随して開催される公的な懇談会・レセプション及び招待した来賓との懇談会などです。懇親会は含みません。

懇談会と懇親会の違いを以下に示します。

懇談会 = 特定の属性を持つ集団が、打ち解けて話し合うために設けられる会合。行政的な運営方針等を討議する会合。研究会、専門家会議、検討委員会等の名称もある。

懇親会 = 参加者が互いに知り合い、親しみを深める会、親睦会、飲み会など。

Q6 会議或いはシンポジウム等の「等」はどのようなものがあるか。

A6 開・閉所式、周年事業のような記念イベントなどを想定しています。

Q7 通常の会議等におけるお茶・水等に係る費用は会議費で処理しなければいけないか。

A7 お茶・水については消耗品として処理して構わないものとします。但し、どの会議で必要とし購入したものか分かるよう明確にしておく必要があります。

Q8 学内教職員のみランチミーティング等は認められるか。

A8 2の1)に整理される「会議」であるならば会議費の支出は認められますが、個人の研究打合せ等を学内教職員のみで行う場合は、会議費の支出は認められません。

Q9 会議・懇談会等に、短時間勤務有期雇用職員、学生、大学院生、派遣職員などが参加する場合の会議費の支出は認められるか。

A9 2の1)～3)であれば支出何者が、2の4)～6)であれば部局長が、それぞれ必要であると認める場合は会議費の支出は認められます。

Q 10 大学院生等を他機関の会議等に派遣した場合に、2の7)に定める会議費の支出は認められるか。

A 10 部局長が必要であると認める場合は、会議費の支出は認められます。

Q 11 旅費が支給されている者に対する会議費の支出に際し、旅費の調整を行うべきか。

A 11 会議費により支出する懇談会費に、明確に食事が提供される場合には旅費の調整は必要と考えますが、通常の懇談会は意見交換、討議が主目的であり、食事に代わるものが提供されるわけではないため、調整は不要とします。

3. 関係

Q 12 1,500円の根拠は何か。

A 12 明確な根拠はありません。実績等を鑑み通常1,500円程度あれば、昼食又は夕食を支弁することができると考えられるためです。

Q 13 2の4)~6)の会議費について上限はないのか。

A 13 上限は定めておりません。開催内容や、出席者のクラス等に応じ大きく異なるため、会議等の主旨等に応じて、社会通念上相当と部局長が認める範囲としました。

4~7. 関係

Q 14 「会議費支出伺」の決裁者は誰か。

A 14 会議費の承認者は、部局長とします。

但し、2の1)~3)に規定するいわゆる通常の会議における弁当代(昼食代)や打合せ等、及び入試業務における試験監督等の弁当代などは日常的に発生するものと考え、内容及び金額を確認すれば済むものと考えられるので事務部門の長に承認権限を専決します。

逆に、2の4)~7)に規定する会議費は、懇談会等が主となりますので、その実施の可否、実施の規模、また酒類の提供の可否など判断すべき事項が多く、また非日常的なものであり、大規模な場合も想定されるので、部局長が自らそれを判断すべきものと考えます。

Q 15 2の1)~3)又は2の7)の会議費について事後申請が認められるやむを得ない事由とは何か。

A 15 急に発生した打合せ、予定時間を大幅に超過した会議など、事前に申請することが困難な場合が考えられます。なお、2の4)~6)については予めのセッティング等が必要となるはずなので、事後申請を認めなければならない事由が発生しないものと思われます。

8~9. 関係

Q 16 2の1)~3)の使用者とは誰を指すか。

A 16 会議費支出伺の提出者(伺者)とします。

Q 17 2の1)~3)の会議費について、会議費支出伺の決裁を貰っているのに、なぜ使用者が説明責任を負うのか。

A 17 前述のとおり事務部門の長が内容及び金額については確認しますが、打合せの内容等も含め、会議費支出が必要と判断した使用者が説明すべきものであるからです。

10. 関係

Q 18 明細を記した書面がないと支出は認められないか。また、明細はどの程度か。

A 18 原則として認められません。明細は、品目・数量・単価が必要です。

11. 関係

Q 19 2の1)～3)の会議費において、酒類の提供が認められないのはなぜか。

A 19 社会通念上、勤務時間の延長線上の会議、打合せに必須なものとは考えられないためです。

12. 関係

Q 20 外部資金のルールとは、どのようなものがあるのか。

A 20 例えば、科学研究費補助金では酒類の支出はできないなど、資金の用途が制限されている場合があり、これに反する経費の支出は認められないためです。